改正後

第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第三十八条第三項に規定する建築物の基礎の構造は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度（改良された地盤にあっては、改良後の許容応力度とする。以下同じ。）が一平方メートルにつき二十キロニュートン未満の場合にあっては基礎ぐいを用いた構造と、一平方メートルにつき二十キロニュートン以上三十キロニュートン未満の場合にあっては基礎ぐいを用いた構造又はべた基礎と、一平方メートルにつき三十キロニュートン以上の場合にあっては基礎ぐいを用いた構造、べた基礎又は布基礎としなければならない。

一　次のイ又はロに掲げる建築物に用いる基礎である場合

イ　木造の建築物のうち、茶室、あずまやその他これらに類するもの

ロ　延べ面積が十平方メートル以内の物置、納屋その他これらに類するもの

二・三　（略）

四　建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第二項又は第五項に規定する仮設建築物（同法第六条第一項第二号及び第三号に掲げる建築物を除く。）に用いる基礎である場合

2～4　（略）

（鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件の一部改正）

第二条　鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法の基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

建築基準法施行令（以下「令」という。）第六十六条に規定する鉄骨造の柱の脚部は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第二項又は第五項に規定する仮設建築物（同法第六条第一項第二号及び第三号に掲げる建築物を除く。）のものを除き、次の各号のいずれかに定める構造方法により基礎に緊結しなければならない。ただし、第一号（ロ及びハを除く。）、第二号（ハを除く。）及び第三号の規定は、令第八十二条第一号から第三号までに規定する構造計算を行った場合においては、適用しない。

一～三　（略）

改正前

建築基準法施行令（以下「令」という。）第六十六条に規定する鉄骨造の柱の脚部は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、地盤の長期に生ずる力に対する許容応力度（改良された地盤にあっては、改良後の許容応力度とする。以下同じ。）が一平方メートルにつき二十キロニュートン未満の場合にあっては基礎ぐいを用いた構造と、一平方メートルにつき二十キロニュートン以上三十キロニュートン未満の場合にあっては基礎ぐいを用いた構造又はべた基礎と、一平方メートルにつき三十キロニュートン以上の場合にあっては基礎ぐいを用いた構造、べた基礎又は布基礎としなければならない。

一　木造の建築物のうち、茶室、あずまやその他これらに類するもの又は延べ面積が十平方メートル以内の物置、納屋その他これらに類するものに用いる基礎である場合

二・三　（新設）

2～4　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第八百十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十九年八月二十二日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月四日

国土交通大臣　石井　啓一

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第5506号	作業用救命衣（小型船舶用救命胴衣の要件に適合するもの）（膨脹式及び膨気併用式以外のもの）	NS－3Z－Ⅲ型	日本船具株式会社	東京都港区白金台一丁目5番5号
第5507号	小型船舶用浮力補助具	NS－STB－5型	〃	〃

○国土交通省告示第八百十五号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年九月四日

国土交通大臣　石井　啓一

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第二〇七三号	黒川　秋彦	滋賀県	平成二十九年八月二十三日	室蘭水先区
第二〇七四号	松橋　寿彦	青森県	平成二十九年八月二十三日	釜石水先区
第二〇七五号	岩崎　秀之	三重県	平成二十九年八月二十三日	釜石水先区
第二〇七六号	栖原　陽一	石川県	平成二十九年八月二十三日	伏木水先区
第二〇七七号	中村　政一	兵庫県	平成二十九年八月二十三日	田子の浦水先区
第二〇七八号	畑　辰幸	三重県	平成二十九年八月二十三日	和歌山下津水先区
第二〇七九号	清水　貢	和歌山県	平成二十九年八月二十三日	小松島水先区

○北陸地方整備局告示第六十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月四日

北陸地方整備局長　小俣　篤